

(3) 第3次笠間市男女共同参画計画策定について

1. 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の状況

国においては、女性も男性も全ての個人が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、少子高齢化が進み、人口減少時代に突入したわが国の最重要課題として位置付けています。

これまでも平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しております。また平成27年8月に成立した女性活躍推進法により、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。現在は、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

(2) 県の状況

茨城県では平成13年3月、行政、県民、事業者が一体となって積極的に男女共同参画の推進に取り組むため「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

現在は、平成28年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、人から組織、さらには社会へと男女共同参画の輪を広げ、男女がともに夢や希望を実現するための取組が進められています。

(3) 笠間市の状況

笠間市では、平成18年に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成20年3月に「笠間市男女共同参画計画」を策定しました。そして平成25年3月新たに「第2次笠間市男女共同参画計画」を策定し、女性も男性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、様々な取組を進めてまいりました。

しかし、人口減少・少子高齢化の進行、核家族化をはじめとする家庭環境の変化や地域におけるつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化など、社会が大きく変化している状況においては、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画意識の啓発や女性が働きやすい職場環境の構築、女性の更なる社会への参画推進など、国、県の方向性を踏まえながら、笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するために、平成30年度から34年度を計画期間とする、第3次笠間市男女共同参画計画を策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」を具体的に推進していくためのものであるから、条例に掲げる以下の5つの基本理念に基づくものとします。

(1) 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

(2) 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

(3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

(4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

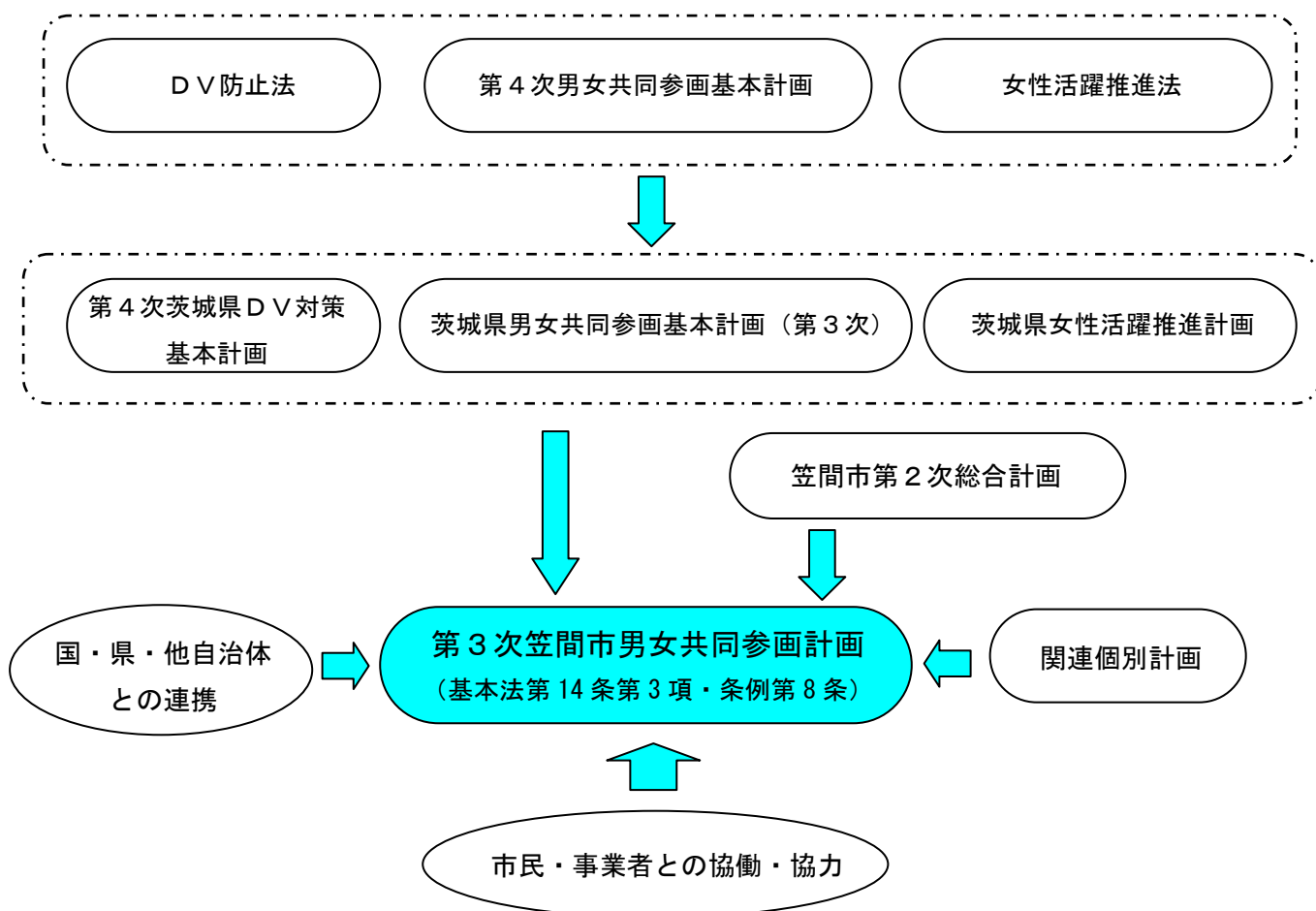
(5) 国際的協調の下における男女共同参画の推進

男女共同参画づくりのために、国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、連携・協力しながら推進する必要があります。

3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第8条に基づく「基本計画」に位置付けられるもので、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の方向性、笠間市の現計画に基づき取り組んできた施策の課題を踏まえるとともに、「笠間市第2次総合計画」を上位計画とした個別計画として、総合計画及び関係諸計画と整合性を図りながら、市民・事業者と協働して取り組むべき具体的な施策を推進していくものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づくDV対策基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく女性活躍推進計画を一体化した計画となります。



4. 計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 5 ヶ年を計画期間とします。

H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	H33 年度 (2021)	H34 年度 (2022)	H35 年度 (2023)	H36 年度 (2024)	H37 年度 (2025)
第 4 次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）									
笠間市第 2 次総合計画									
第 3 次笠間市男女共同参画計画									

4. 策定スケジュール

本計画は、別紙スケジュール（案）に基づき、策定することとします。

第3次男女共同参画計画策定スケジュール

平成29年6月1日現在

(スケジュールは適宜変更する場合があります)

【平成29年度】

作業項目	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月		
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
①現状把握																											
基礎データまとめ	■	■	■																								
アンケート調査結果分析	■	■	■																								
施策・事業の現状把握		■	■	■	■																						
②計画案の作成																											
骨子案の作成・修正				■	■	■																					
素案の作成・修正							■	■	■	■	■																
計画案の作成・修正											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
③概要版の作成																											
概要版作成・検討																						■	■	■	■	■	
④パブリック・コメント																						■	■	■	■	■	
⑤男女共同参画審議会						①				②				③						④						⑤	

memo